

16H3
566

大学に於ける工業教育の充実について

27.2.

- 1 国内の工業の進展に応ずると共に南方諸国に対する技術援助のため、新しい学術技術のための学科・講座の増加、工学部学生の増加、海外よりの留学生の受け入れ態勢の整備を図ること。
この外、四年制大学の充実と共に工業の短期大学、公開講座等による工業教育の充実を図ること。
- 2 工業教育及び研究を近代化するため、古い施設々構の更新、戦災校の急速復旧、外国の新式機械、図書、雑誌等の大巾輸入を図り、賠償機械類の保換転換を更に大巾に行うこと。
- 3 実験、実習工場の增强を図ること
- 4 大学院を充実して高級技術者及び研究者を増加すること。
- 5 工業教員の海外留学、出張等を大巾に増加して日本の学術を海外に紹介すると共に外国の学術、技術を急速に輸入すること（一年留学 35人、短期出張 35人）

- 6 大学工学部の講座の整備增强、技術員を他の学部学科に優先して增强すること。
- 7 工学部の講座研究費、学生聖貴等の正常費を他の理科系に比して優先增强すると共に、科学研究費、試験研究費を大巾に増加すること並びにこれらの聖費について各省間の不公平をなくすこと。
- 8 高等学校工業科教員の計画養成の方針を確立すること、（年400人）
- 9 地方産業の振興を図ると共に、大学の教育及び研究を実地に則應させるように大学を特色ある方向に充実する。
- 10 地方の工業高等学校への大学による指導援助を図る。
- 11 工業大学における工業教育法の研究を振興すること。（工業教育協会の助成）

日
高
55